

## 審 査 基 準

平成7年10月1日作成

法 令 名： 行列行進集団示威運動に関する条例
根 拠 条 項： 第1条第1項
処 分 の 概 要： 行列行進集団示威運動の許可
原権者（委任先）： 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 第2条、第3条、第4条第1項
審 査 基 準： 行列行進集団示威運動の実施が、時間、場所又は方法により、次のいずれかに当たるため、公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合のほかは、これを許可するものとする。  1 交通頻繁な道路において、交通が著しく混乱することが明らかとなるとき。  2 県議会又は市町村議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁及び外国公館等の事務が著しく阻害されることが明らかとなるとき。  3 人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかとなるとき。
標 準 処 理 期 間：
申 請 先： 開催地を管轄する警察署警備課
問 合 せ 先： 警察本部警備課（電話 022-221-7171）又は警察署警備課
備 考：